

# ご寄付に関する税の優遇措置について

公益社団法人 沖縄県青少年育成県民会議

当会は平成25年4月1日（移行登記）をもって「公益社団法人 沖縄県青少年育成県民会議」に認定されております。これにより、当会へのご寄付、サポーター会費、及び賛助会費は、一定の要件の下で、所得税、相続税、法人税、一部の自治体の個人住民税について税制上の優遇措置の対象となります。

## 控除対象

### 1. 個人のご寄付の場合

#### ■ 所得税

寄付金の合計額－2千円が、所得金額から控除されて課税されます。

$$\begin{aligned} \text{所得控除額} = \\ \text{寄付金額の合計額}(\ast) - 2 \text{千円} \end{aligned}$$

※控除前所得金額等の40%相当額が限度

#### ■ 個人住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄付金が寄付金控除（税額控除）の対象となります。全国一律ではありませんのでお住まいの都道府県・市区町村の条例をご確認ください。

なお、当会は沖縄県税条例で控除対象とされておりますので、寄付を行った翌年の1月1日現在沖縄県にお住まいの方は県民税の控除の適用を受けることができます。

個人市区町村民税の寄付金控除制度については、各市区町村の住民税担当課へお問い合わせください。

- 都道府県が指定している場合

$$\begin{aligned} \text{県民税の控除額} = \\ (\text{寄付金額}(\ast) - 2 \text{千円}) \times 4\% \end{aligned}$$

- 市区町村が指定している場合

$$\begin{aligned} \text{市区町村民税の控除額} = \\ (\text{寄付金額}(\ast) - 2 \text{千円}) \times 6\% \end{aligned}$$

- 重複指定の場合

$$\begin{aligned} \text{控除額} = \\ (\text{寄付金額}(\ast) - 2 \text{千円}) \times 10\% \end{aligned}$$

※控除前所得金額等の30%相当額が限度

※本制度において、個人寄付者の名簿を沖縄県内各市町村へ提供する場合がありますことをご了承ください。

#### ■ 相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄付した場合、寄付した財産に相続税が課税されません（相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内とされています。）

優遇措置を受けるには、別途必要な書類がございますので、事務局までご連絡ください。

なお、相続税について詳しくは、国税庁のホームページや、専門家（税理士や公認会計士など）にご確認ください。

## 2. 法人のご寄付の場合

法人の通常有する一般寄付金の損金算入限度額（A）と併せて、別枠で算出した公益法人など特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額（B）を損金に算入できます。

なお、損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

$$(A) = (\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額}(\ast) \times 2.5\%) \times 1/4$$

$$(B) = (\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得の金額}(\ast) \times 6.25\%) \times 1/2$$

※当期の寄付金支出前所得

### お手続き

税の優遇措置を受けるためには、当会発行の受領書を添えて、管轄の税務署へ申告する必要があります。勤務先などで実施される年末調整では控除を受けることはできませんのでご注意ください。

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄付金控除も併せて申告できます。

年金所得者の方も確定申告により控除を受けることができます。

給与所得者または年金所得者で税務署への確定申告をする必要がない方で、個人住民税の寄付金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄付を行った翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ住民税の申告をしてください。

### 受領書の発行について

○ご寄付のお申込みごとに、ご入金確認後、受領書をお送りします。

※法人の場合、決算期に合わせて受領書を発行することができますので、決算月をお知らせください。

#### 【ご注意】

税の優遇措置の詳細については、お近くの税務署や税務相談室等にお問い合わせください。

紛失などによる受領書の再発行はいたしかねますので、受領書は申告時まで大切に保管してください。

税制は都度変更されていますので、確定申告の詳細についてはお近くの税務署等、個人住民税の寄付金控除の詳細についてはお住まいの自治体の税担当窓口へお問い合わせください。

#### 【お問合せ先】

（公社）沖縄県青少年育成県民会議

〒900-0036 沖縄県那覇市西3-11-1 沖縄県三重城合同庁舎4階

TEL：098-861-3463 FAX：098-861-3473